

監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表し、同条第10項の規定により、意見を提出します。

令和7年9月26日

寒川町監査委員 後 藤 雅 弘
同 柳 田 遊

1 監査の種類

財務監査のうち定期監査

2 監査の実施期間

令和7年8月5日から令和7年8月20日

3 監査の対象部課等

企画部 財政課

4 監査の対象

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年5月31日まで）の財務及び事務の執行状況。また、前回実施した監査以降の事務処理状況。

5 監査の着眼点（評価項目）

- ・これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務事業が改善されているか。
- ・財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか。
- ・予算執行に対して効果的、効率的な事務が行われているか。
- ・組織、運営の合理化が図られているか。
などに着目して監査を実施した。

6 監査の実施内容

予算執行、収入、支出などの会計事務処理、契約の締結及び履行、事務事業の執行、負担金、補助及び交付金の支出事務の正確性や庶務事務の適否などについて、検査資料等の検査のほかヒアリングを実施した。

7 監査結果

【企画部 財政課】

令和6年度に係る財務事務の執行については、概ね適正に執行されているものと認められた。なお、軽微な留意事項については、口頭で指導した。

8 監査結果に関する意見

【企画部 財政課】

(1) 今後の財政運営について

令和4年度から令和6年度まで3年連続して単年度収支額が赤字となり、財政調整基金の令和6年度末残高も一般的に適正な残高とされる標準財政規模の20%相当額である20億円を下回る15億余円となった。また、経常収支比率も97%となり、財政の硬直化も進んでいる。

こうした状況を踏まえ、今後の社会情勢の変化に的確に対応できるよう、現下の厳しい財政状況を職員に周知し、既存事業の見直しによる歳出の適正化等にこれまで以上に努めるなど、安定的な財政運営に向け取り組んでいただきたい。

(2) ふるさと納税について

ふるさと納税の認知度が上がり、年々寄付額は増えているが、控除額も増加し、流出超過が課題となっている。

ふるさと納税制度については、本町のような普通交付税不交付団体には、不利な内容となっており、引き続き町として、制度の改善に向け国に働きかけるとともに、返礼品等の充実を図るなど流出超過の抑制に努めていただきたい。